めぐみイエス・キリスト教会

2018年5月20日(日)ペンテコステ主日礼拝
週報「通算第406号」

2018年標題聖句
使徒の働き27章22節～26節

27:22 「しかし、今、お勧めします。元気を出しなさい。あなたがたのうち、いのちを失う者はひとりもありません。失われるのは船だけです。
27:23 昨夜、私の主で、私の仕えている神の御使いが、私の前に立って、
27:24 こう言いました。『恐れてはいけません。パウロ。あなたは必ずカイザルの前に立ちます。そして、神はあなたと同船している人々をみな、あなたにお与えになったのです。』
27:25 ですから、皆さん。元気を出しなさい。すべて私に告げられたとおりになると、私は神によって信じています。
27:26 私たちは必ず、どこかの島に打ち上げられます。」

主日礼拝毎週日曜日　午前10時～11時
聖書研究･祈祷会　毎週水曜日　午後6時15分～7時15分

牧師　鈴　木　竜　実
ますみ

※当教会は、モルモン教、エホバの証人(ものみの塔)、統一教会(原理福音)とは、一切関わりがありません。

◇◆◇2018年5月20日（第三主日ペンテコステ礼拝）
午後6時～7時
司会 鈴木 竜実 牧師　奏楽 佐野 みゆきさん

◎礼拝プログラム

【前奏祈り】
【賛 美 Ⅰ】新聖歌411「御恵みの高嶺に」　p. 658
【交 読 文】№57 第Ⅰコリント第13章　p. 925
【賛 美 Ⅱ】新聖歌416「聖霊来たれり」　p. 668
【使徒信条】
【主の祈り】
【先週説教】
【賛 美 Ⅲ】オリジナル№5「聖霊の風」
【聖書朗読】使徒の働き1章4節～5節（p. 208上段真中）
【祈　　祷】
【説　　教】《聖霊のバプテスマ》鈴木 竜実 牧師
【聖 餐 式】
【賛 美 Ⅳ】新聖歌165「栄光イエスにあれ」　p. 235
【平和祈り】
【頌　　栄】新聖歌63「父・御子・御霊の」　p. 85
【祝祷後奏】

※本日の聖書箇所　使徒の働き1章4節～5節

1:4 彼らと一緒にいるとき、イエスは彼らにこう命じられた。「エルサレムを離れないで、私から聞いた父の約束を待ちなさい。
1:5 ヨハネは水でバプテスマを授けたが、もう間もなく、あなたがたは聖霊のバプテスマを受けるからです。」

●ポイント1　バプテスマのヨハネの預言から
※マルコの福音書1章2節～8節「悔い改めのバプテスマ」（新約p.59上段）

●ポイント2　弟子たちから聖霊が去った時と再び受けた時

※マルコの福音書14章50節「ゲッセマネの園において」　（新約p.90下段）

14:50 すると、みながイエスを見捨てて、逃げてしまった。

※ヨハネの福音書20章19節～23節「週の初めの日の夕方」（新約p.204下段）

20:19 その日、すなわち週の初めの日の夕方のことであった。弟子たちがいた所では、ユダヤ人を恐れて戸がしめてあったが、イエスが来られ、彼らの中に立って言われた。「平安があなたがたにあるように。」

20:20 こう言ってイエスは、その手とわき腹を彼らに示された。弟子たちは、主を見て喜んだ。

20:21 イエスはもう一度、彼らに言われた。「平安があなたがたにあるように。父が私を遣わしたように、私もあなたがたを遣わします。」

20:22 そして、こう言われると、彼らに息を吹きかけて言われた。「聖霊を受けなさい。

20:23 あなたがたがだれかの罪を赦すなら、その人の罪は赦され、あなたがたがだれかの罪をそのまま残すなら、それはそのまま残ります。」

●ポイント3　「聖霊のバプテスマ」とは？

※ヨハネの福音書14章16節～17節「主イエス様のお約束」（新約p.192上段）

14:16「私は父にお願いします。そうすれば、父はもうひとりの助け主をあなたがたにお与えになります。その助け主がいつまでもあなたがたと、共におられるためにです。

14:17 その方は、真理の御霊です。世はその方を受け入れることができません。世はその方を見もせず、知りもしないからです。しかし、あなたがたはその方を知っています。その方はあなたがたと共に住み、あなたがたのうちにおられるからです。」

※第Ⅱテモテ1章7節～8節「力と愛と慎みの霊」　（新約p.379上段）

1:7 神が私たちに与えてくださったものは、おくびょうの霊ではなく、力と愛と慎みとの霊です。

1:8 ですから、あなたは、私たちの主をあかしすることや、私が主の囚人であることを恥じてはいけません。むしろ、神の力によって、福音のために私と苦しみをともにしてください。

◎先週のメッセージの概要【もうひとりの助け主】

《来週はペンテコステですので、イエス様が約束された四つ目の約束について、すなわち「もうひとりの助け主」について学びたいと思います。

イエス様が弟子たちになされた三つの約束を思い起こして見ますと、

一つ目は、「主の行なわれたわざを行なう」ことであり、

二つ目は、「それよりもさらに大きなわざを行なう」ことであり、

三つ目は、「主の名によって求めるものは何でも主がして下さる」と言う約束でした。その条件は、「私を信じる者ならば」と言うことでした。

そしてこの四つ目の約束には、「主を愛し、主の戒めを守る」と言う条件があると言うことを言われています。それはどのようなことなのでしょうか。

「誰でも私を愛する人は、私の言葉を守ります。そうすれば、私の父はその人を愛し、私たちはその人の所に来て、その人と共に住みます。私を愛さない人は、私の言葉を守りません。あなたがたが聞いている言葉は、私のものではなく、私を遣わした父の言葉なのです。」

ここから、主の言われた言葉、すなわちみ言葉(聖書)の言葉を守る者には、もうひとりの助け主が与えられることが分かります。

その為には、「見よ。私は、戸の外に立ってたたく。誰でも、私の声を聞いて戸をあけるなら、私は、彼の所にはいって、彼と共に食事をし、彼も私と共に食事をする。」と、主がヨハネに言われたように、主の声を聞いて、心の奥深い扉を開かなければならないのです。そうすれば、主イエス様ともうひとりの助け主が、共にいて下さることになります。

それでは「もうひとりの助け主」とは、一体どのようなお方なのでしょうか。ギリシャ原語は、「パラクレートス」で、『弁護を必要とする者の相談相手として、彼の側に呼ばれた人のこと』を指します。つまり取り成しをして下さるのです。

パウロは言います。「御霊も同じようにして、弱い私たちを助けて下さいます。私たちは、どのように祈ったらよいかわからなくても、御霊ご自身が言いようもない深いうめきによって、私たちの為にとりなして下さいます。」と。》

◎お知らせ

1.次回の礼拝は、5月27日(日)午前10時から行ないます。また聖書研究・祈祷会は、5月23日(水)午後6時15分です。5月30日(水)はお休みとなります。